

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第20号

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市病院事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。